

佐賀県の森林・林業副読本「もりの本」作成及び配布業務委託仕様書等に対する質問への回答

No.	質問	回答
1	提出書類のうち、実施スケジュール及び業務実施体制表の様式に指定はあるか。	実施スケジュール及び業務実施体制表について、所定の様式は定めていません。応募者において、業務の実施手順、スケジュール及び実施体制が分かるよう、任意の様式で作成してください。
2	見積書の記載内容はどの程度まで求められるか。	見積書については、業務内容(副読本作成、印刷、発送)ごとの内訳が分かるよう作成してください。なお、内訳の記載方法について指定はありませんが、企画・編集、デザイン費、印刷費、校正費等、積算内容が確認できる程度の記載をお願いします。
3	用紙は「木になる紙」ではなくFSC認定用紙を使用してもよいか。	FSC 認定紙の使用は可能です。なお、仕様書における「木になる紙」は環境配慮型用紙の例示であり、これに限定するものではありません。使用する用紙については、グリーン購入法の判断基準を満たすものとし、環境負荷低減の観点からエコマーク認定商品の使用を推奨します。
4	副読本へ掲載する内容は、受託者の取材をもって作成するものか。	原稿は基本的に受託者において作成いただくことを想定しています。既存資料等、提供可能な資料については県から提供いたしますが、より効果的な誌面構成や内容充実のため、受託者の判断において、追加の取材等を実施していただいても構いません。
5	送付先は何箇所あるか。	現時点では、県内 19 市町の教育委員会、佐賀市内の小中学校 36 校、特別支援学校 10 校及び佐賀県森林整備課の計 66 箇所への送付・納品を予定しています。ただし、送付先及び送付箇所数については今後変更となる可能性があります。
6	審査は小学 5 年生が行うのか。	小学5年生によるものではありません。
7	印刷で使用するインクについて、「バイオマスインク使用」となっているが、バイオマスインクではない、環境に配慮したインクは使用してよいか。	仕様書において「バイオマスインク使用」と記載していますが、その趣旨は環境に配慮したインクを使用することにあります。そのため、バイオマス含有したインキ(植物インキ、大豆油インキ等)であって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキについても使用可能とします。
8	企画・製作実績について、企業での実績はないが、担当者個人の実績がある場合、参加は可能か。	参加要件として求める実績は応募者の実績とします。そのため、企業としての実績がなく、担当者個人の実績のみである場合は、参加要件を満たさず、参加できません。

9	前回の「もりの本」が 36 頁だったのに対し、今回 16～20 頁へ仕様を変更した趣旨はなにか。	掲載内容を精査し、必要な情報を分かりやすく整理することで、児童・生徒や教員にとって真に使いやすく、授業で活用しやすい副読本とするためです。森林・林業に興味・関心を高めることを目的としております。
10	発行(改定)頻度はどのくらいか。	「もりの本」は毎年度発行しており、これまで掲載内容の時点修正等を行ってきました。今後も毎年度発行する予定ですが、大幅な改定については現時点で未定です。
11	製本は、針金綴じ、無線綴じ等、指定はあるか。	製本方式(針金綴じ、無線綴じ等)については指定はありません。適切な方式を選定してください。
12	参考として現行の「もりの本」を確認することは可能か。	現行の「もりの本」の確認は可能です。希望される場合は、森林整備課へお越しいただくか、返信用封筒(270 円分の切手を貼付、角2封筒程度)を森林整備課まで送付いただければ郵送いたします。 なお、県ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。 (県ホームページ) https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003119172/index.html
13	「変更可能な電子データ」の納品形式及び編集環境について、編集可能な元データ(ai 等)と Office データ(Word、PowerPoint 等)のいずれを想定しているか。	「変更可能な電子データ」の納品形式について、ai データ、Word、PowerPoint 等の特定の形式は指定していません。受託者が作成に使用した編集可能な電子データを納品してください。なお、県が直接編集を行うことを前提としているものではありません。